

平成24年(ワ)第3671号・平成25年(ワ)第3946号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第30準備書面

—木津川市避難計画の問題点について—

2017年(平成29年)2月9日

京都地方裁判所 第6民事部合議はA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男



同 渡 辺 輝 人 外



原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では木津川市における避難計画の問題点についての主張を行う。

第1 木津川市地域防災計画の作成

木津川市防災会議は、平成26年4月、木津川市地域防災計画を作成した。その後、木津川市防災会議は、平成27年7月及び平成28年7月に一部修正を行っているが、同計画は、平成26年木津川市地域防災計画の作成から約3年が経過しているにもかかわらず、問題点が全く改善されていない（甲339号証）。

第2 原告宇野朗子の避難体験について

2011年3月11日、原告宇野は、福島市内の友人の家の庭で被災した。暴れ馬のように力強く揺れ続ける地面にしがみつきながら、原告宇野は、「大丈夫だよ、ママはここにいるよ」と隣にいる娘に繰り返し言った。原告宇野は、そう言いながら、心では「ああ、大変なことになってしまったかもしれない。間に合わなかったのかもしれない」という想いがこみあげるのを抑えることができなかった。

原告宇野は、本震が終わると、すぐに友人宅に逃げ込んだ。原告宇野は、「原発は、大丈夫だろうか——？」と思い、急いでテレビをつけた。テレビでは、津波の警報が出ていた。予測高さは3メートルくらいだったが、それもみるみるうちに、5メートル、7メートルと上方修正されていった。原告宇野は、「これは本当に大きな地震だったのだ。大変なことになった。原発は無事にはすまないかもしれない。」と思った。しかし、テレビでは、原発についての情報は、「自動停止した。今のところ問題はない」ということ以外は、何も得られなかった。原告宇野は、友人にパソコンを借りて、全国各地で原発の問題に関心をもつ市民が集まるメーリングリストに、「皆様無事でしたか？原発が心配です、何か情報があったら教えてください」と投稿した。ほ

どなくして、静岡の友人から返信があった。「福島原発全電源喪失。電源車が向かっている。メルトダウンの危険性があるから近くの方は避難も考えたほうがよい」というものだった。大変なことになった！ 電源車、どうか間に合っ！と祈りながら、原告宇野は、原発により近くに住む友人たちに電話をかけた。その間にも、次々と大きな余震が襲い、外は雷鳴が轟き、雹が降るなどしていた。日が暮れたが、電源が復旧したという知らせはなく、原発がどのような状況なのかについての情報を手に入れることはできなかった。

「今いるこの場所は、原発からどのくらいの距離なのか？」「原発からの風向・風速は？」「もし原発から放射性物質が拡散し、運悪く風向きも悪かった場合、どのくらいの時間でここに到達するのだろうか？」原告宇野は、これらの情報を知りたいと思ったが、どう調べて良いかすらわからなかった。夜になり、原子力緊急事態宣言が発令され、3キロ圏内に、避難指示がでた。

原告宇野は、避難を決断した後、当面必要になりそうな、オムツや衣類、食料、水、カップ、ガムテープ等々を、友人の車に積みこみ、まさに着の身着のままで避難を開始した。山の中は吹雪で、視界は悪く、道の端がどこかもおぼつかず、非常に危険であった。

3月12日の午後には、原告宇野は、埼玉で被災し避難所で一夜を過ごした原告宇野の配偶者と合流し、新潟空港に向かった。ちょうど、伊丹空港行きの飛行機にキャンセルがでたとのことで、原告宇野は、その飛行機に飛び乗った。伊丹に到着後、原告宇野は、新大阪で遅い夕食をとり、新幹線で広島まで行った。3月12日は、広島駅近くのホテルに宿泊し、再度新幹線に乗って南下、13日午後、山口県宇部市にある原告宇野の配偶者の実家に到着した。

この原告宇野の体験からも明らかなおおり、原発事故の際に、正確な情報が伝えられず、また、避難についても、原発事故の状況に応じて、対応する必要がある、現実的な避難計画など定めることはできないのである。

第3 木津川市地域防災計画の問題点について

1 基本方針について

木津川市防災計画は、「第3編第40章原子力災害発生時における対応第1節原子力防災に関する基本方針」において、「福井県の原子力事業所で、放射性物質が事業所外に大量に放出するような過酷事故が発生した場合、風向き等によっては、市においても退避又は避難が必要となる事態の発生が予測される。」とし、「放射性物質の放出による退避及び避難が必要とされる場合、市としては放射性物質による汚染状況に応じ、①屋内退避、②コンクリート屋内退避、③遠隔地避難の措置を実施する。なお、「屋内退避」や「コンクリート屋内退避」は遠隔地避難又は自宅復帰への一時的措置と位置づける。」と定められている。

しかし、放射性物質の放出状況によっては、屋内退避ではなく、宮津市外に避難する必要があるが、③遠隔地避難については、具体的な措置は、一切定められておらず、避難計画として不十分である。このように、具体的な措置を定められないことこそが、避難計画自体を定めることができないことを示している。

2 迅速的確な情報伝達の非確実性

木津川市防災計画「第2節市における原子力災害応急対策第1緊急時の情報収集」では、「市は、原子力災害発生時（緊急時）において、府が国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は府が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。」と定め、国、府及び原子力事業者から、木津川市に正確に情報が伝えられることを前提として作成されている（甲339号証）。

しかし、原告宇野の体験からも明らかなおり、福島原発事故では停電に

より情報発信そのものが十分できなくなったり、処理能力を超えてメール等の送受信ができなくなったことにより、迅速的確な情報伝達は行われなかったりしたことを考慮すると、上記前提自体が覆される可能性が高い。

木津川市避難計画は、この点を全く踏まえておらず、問題がある。

3 具体性のない計画

(1) 退避措置について

木津川市避難計画は、「第3退避措置3退避指示」(甲339号証)について次のとおり定めている。

「3退避の指示

市は、放射能汚染が拡大し、市域への影響のおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、全住民に対し退避及び避難の措置を指示するものとする。」と定めている。

しかし、どのような場合に、「市域への影響のおそれ」があるのか具体的な基準は定められておらず、また、どのようにして「全住民に対し退避及び避難措置を指示する」のか全く具体的な内容は記載されていない。

(2) 飲料水について

木津川市避難計画は、「第4飲料水、飲食物の摂取制限」について次のとおり定めている。

「市は、放射能汚染が拡大し、飲食物による住民の健康被害発生が予測される場合、飲料水、飲食物の摂取制限措置を実施し、府と連携し、安全な飲食物の供給を確保する。」

しかし、具体的に「飲食物による住民の健康被害発生が予測される場合」の基準は示されておらず、「府と連携し、安全な飲食物の供給を確保する」具体的な手段も示されていない。

原告第6準備書面において、大野ダム、和知ダム、由良川ダムは、大飯原発から35km～40km圏内に位置し、これらのダムや由良川水系が放射性物質によって汚染されれば、京都府北部全体において、飲料水の確保が極めて困難になる旨主張したとおり、現実には、飲料水の確保が極めて困難とため、具体的な手段が示さないのではなく、示せないのである。

第3 避難は一時的なものに限らない

これまで原告は、舞鶴市の避難計画の問題点（第17準備書面）、綾部市の避難計画の問題点（第22準備書面）、南丹市の避難計画の問題点（第25準備書面）、宮津市の避難計画の問題点（第28準備書面）について述べてきた。

木津川市の避難計画及びこれらの避難計画に共通する点は、生涯にわたって、これまで住んできた地域を離れる意味での「避難」については、一切記載されていない点である。

福島第一原発の事故からも明らかなおと、原発事故が一度起きれば、地理的に極めて広範囲の人間の生命、生活、生業、産業に全人格的な被害をもたらし、数十年、数百年にわたって損害を及ぼし続けることになり、これまで、長年居住してきた地域から、別の地域に生活基盤を移さざるを得なくなるのである。

全ての避難計画について、この点について、全く具体的な記載がないことこそが、原発に関する避難計画など作成することが不可能であることを示している。

第4 結論

以上のとおり、木津川市防災計画は、避難計画としては、全く対策となっていないのである

以上

第40章 原子力災害発生時における対応

関係部署	総務部、マチオモイ部、消防本部、消防団、関係各部
------	--------------------------

第1節 原子力防災に関する基本方針

福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）の6つの原子力事業所に15基の原子炉が設置されており、市からはおおむね90kmの位置にある。

福井県の原子力事業所で、放射性物質が事業所外に大量に放出するような過酷事故が発生した場合、風向き等によっては、市においても退避又は避難が必要となる事態の発生が予測される。

放射性物質の放出による退避及び避難が必要とされる場合、市としては放射性物質による汚染状況に応じ、①屋内退避、②コンクリート屋内退避、③遠隔地避難の措置を実施する。なお、「屋内退避」や「コンクリート屋内退避」は遠隔地避難又は自宅復帰への一時的措置と位置づける。

第2節 市における原子力災害応急対策

福井県の原子力事業所で原発事故が発生し、市への影響があると考えられる場合、市は、災害対策本部を設置し以下の応急対策を速やかに実施する。

第1 緊急時の情報収集

市は、原子力災害発生時（緊急時）において、府が国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は府が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

第2 市における放射線量の把握

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとる上で非常に重要となる。よって、市は府が実施する緊急時モニタリング結果を速やかに収集し、市内における環境放射線量の把握に努める。

第3 退避措置

1 市における退避に関する基準

市は、原子力災害による住民の放射線被曝を極力避けるとの考え方に立ち、福井県の原子力事業所で事故が発生した場合、以下の基準で退避措置を実施する。

市における退避に関する基準

事態の推移	退避及び避難の措置
原子力緊急事態宣言の発出（原災法第15条）	退避の準備
放射能汚染の拡大（市域への影響のおそれあり）	屋内退避

予測線量に基づき、市災害対策本部から指示	コンクリート退避又は遠隔地避難
----------------------	-----------------

2 退避の準備

市は、原子力緊急事態宣言の発出（原災法第15条）が行われた場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し退避の準備を指示するものとする。また、退避の準備指示に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 市災害対策本部から住民への緊急指示であること
- (2) 事故の概要
- (3) 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- (4) その他必要事項

3 退避の指示

市は、放射能汚染が拡大し、市域への影響のおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、全住民に対し退避及び避難の措置を指示するものとする。

第4 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、放射能汚染が拡大し、飲食物による住民の健康被害発生が予測される場合、飲料水、飲食物の摂取制限措置を実施し、府と連携し、安全な飲食物の供給を確保する。

第3節 広域避難（一次避難）者の受入れ

第1 原子力災害発生時における広域避難（一次避難）者の受入れ

市は、京都府が定める原子力災害に係る広域避難要領に基づき、宮津市からの広域避難者の受入れを行うものとする。

1 基本的な考え方

避難開始当初は、木津川市が避難所の開設、施設管理及び当初の運営を担当するとともに、運営要領について、宮津市と連携を密に、逐次、引き継ぎ等に関して調整する。

2 避難所運営に必要な人員・物資の確保

当初は、あらかじめ計画した避難所の対応要員と避難所に必要な物資等は、現在、市で備蓄している物資を提供するとともに、避難者数に応じた仮設トイレの設置などを行う。また、京都府と連携し、必要な生活物資の調達・配布を行う。

3 生活支援サービスの提供

避難者の誰もが適切な生活支援サービスの提供を受けられるよう、京都府及び宮津市と情報共有を図り、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。

【資料編Ⅲ-11「原子力災害発生時の広域避難者の受入避難所」p79参照】